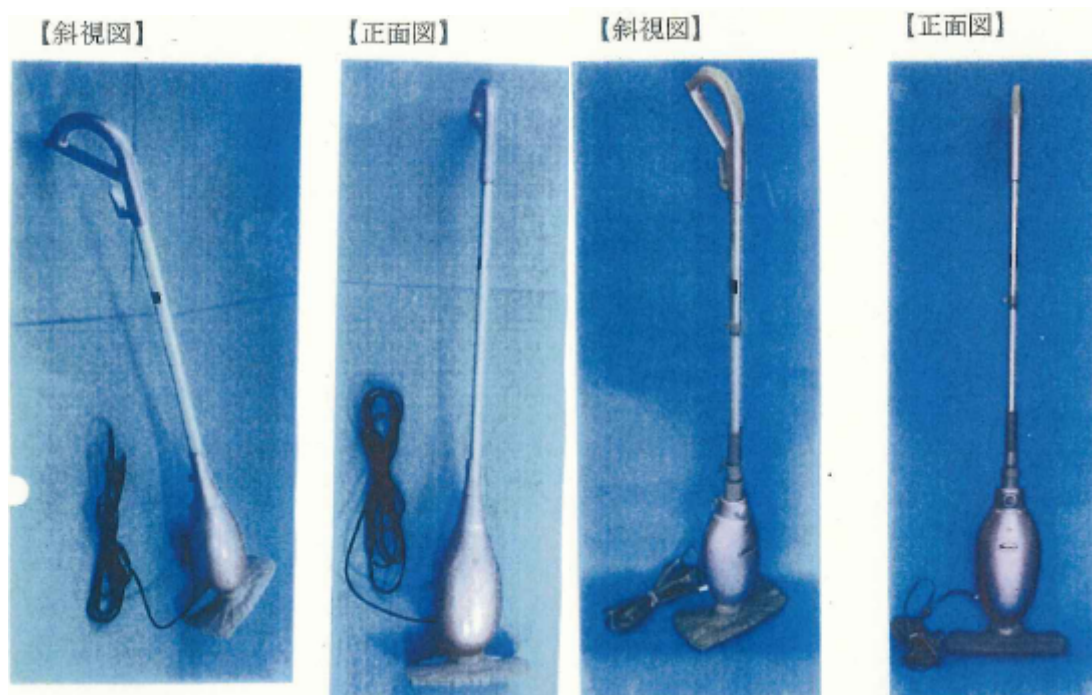
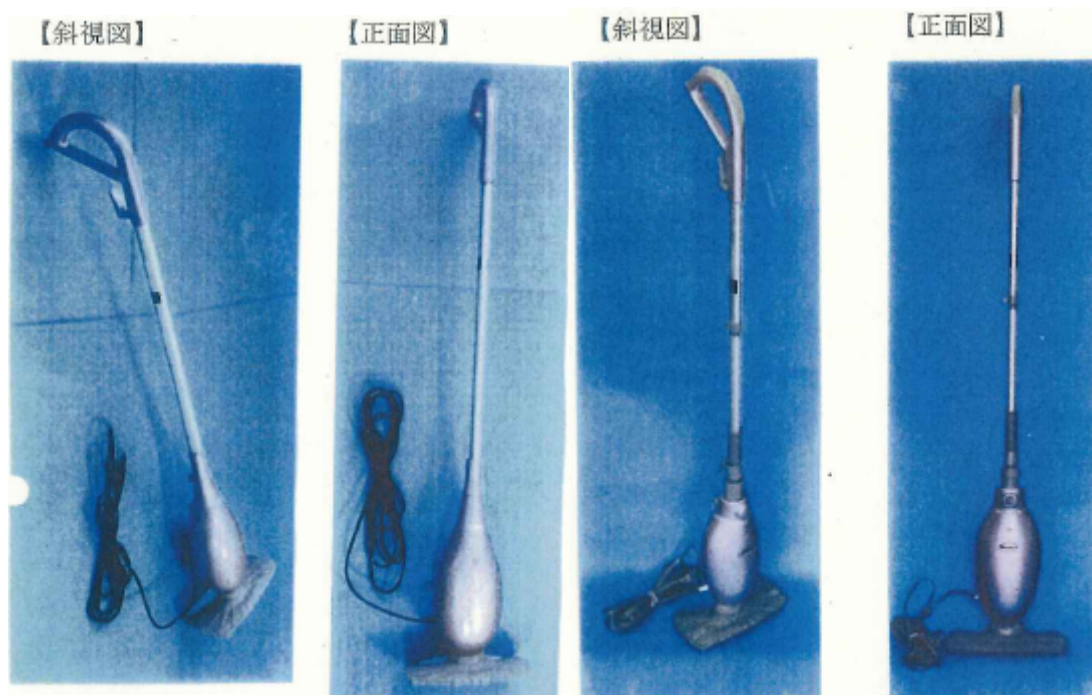


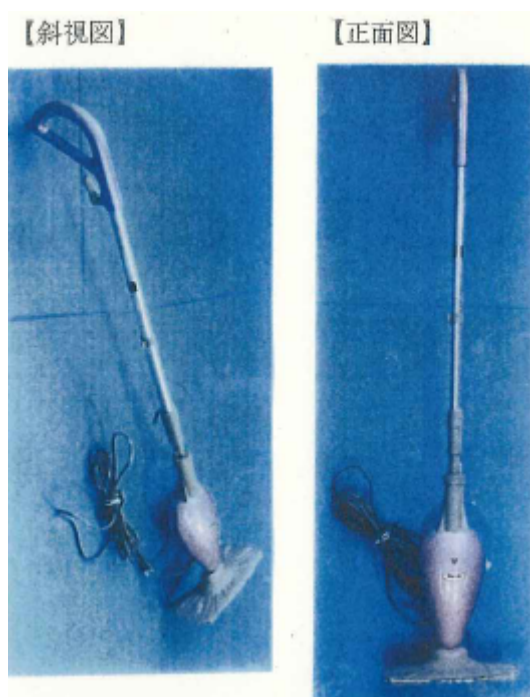
<被告製品 1>



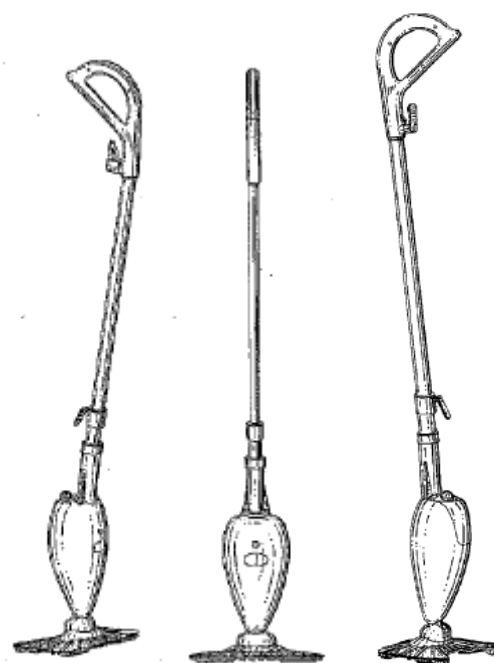
<被告製品 2>



<原告製品 S 3 1 0 1 J>



<登録意匠>



『造形デザイン』の知財判決紹介（５）

一意匠権侵害と意匠登録要件における類否判断の異同一

東京地判平成23. 12. 27「蒸気モップ」損害賠償等請求事件平成21(ワ)13219

京橋知財事務所

弁理士 梅澤修

【事案の概要】

「本件は、蒸気モップについての意匠権を有する原告ユーロプロ社及び同意匠権についての独占的通常実施権を有する原告オークローン社が、被告による被告製品の販売等の行為は上記意匠権等を侵害するものであると主張して、被告に対し、①意匠法37条1項に基づく被告製品の販売等の差止め、②同条2項に基づく被告製品の廃棄、③上記意匠権侵害の不法行為に基づく損害賠償、……④上記独占的通常実施権侵害の不法行為に基づく損害賠償、……を求める事案である。」争点は、(1) 本件意匠と被告製品の意匠の類否（争点1）、(2) 原告らの損害（争点2）である。

本判決のポイントは、意匠権侵害訴訟における意匠の類否判断の手法である。本判決は、意匠権侵害判断において、意匠登録要件判断と同様の類否判断手法を採用した点で斬新な説示をしたと評価できる（拙稿「『造形デザイン』の知財判決紹介（3）」特許ニュースNo. 12919（平成23. 2. 4）14頁参照）。

すなわち、原告・被告とも、類否判断の手法として、「本件登録意匠の要部」について項目を設けて認定し、当該要部を中心として、本件登録意匠と被告意匠とを対比し、当該要部の異同から類否判断の結論を導こうとしている。これに対して、裁判所は、「本件登録意匠の要部」を検討する項目を設けず、「本件登録意匠の要部」を特にまとめるかたちでは認定していない。すなわち、両意匠の共通点・差異点の認定に基づき、その共通点・差異点について、それぞれ類否判断上の評価をしている。そして、その各点についての評価を踏まえ、それらを総合して意匠全体について類否判断の結論を導いている。

原告は、「本件意匠の要部」を認定する前提として、類否判断の一般論を述べ、「意匠の類否の判断は、当該意匠の看者となる取引者、需要者において視覚を通じて最も注意を惹かれる部分である要部を当該意匠から抽出した上で、登録意匠と被告意匠とを対比し、要部における共通点及び差異点をそれぞれ検討して、全体として美感を共通にするか否かを基本として行うべきものである。この判断に当たっては、登録意匠の出願時点における公知又は周知の意匠等を参酌するなどして、これを検討するのが相当である。」と類否判断の一般論を述べる。

これに対して、本件裁判所は、「登録意匠とそれ以外の意匠との類否の判断は、需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて行うものとされており（意匠法24条2項）、この類否の判断は、両意匠を全体的観察により対比し、意匠に係る物品の性質、

用途、使用態様、公知意匠にない新規な創作部分の存否等を考慮して、当該意匠に係る物品の看者となる需要者の注意を惹きやすい部分を把握し、この部分を中心に対比した上で、両意匠が全体的な美感を共通にするか否かによって類否を決するのが相当である。」との一般論を述べる。すなわち、「本件登録意匠の要部」を把握するだけではなく、「両意匠」について、「意匠に係る物品の性質、用途、使用態様、公知意匠にない新規な創作部分の存否等を考慮して、当該意匠に係る物品の看者となる需要者の注意を惹きやすい部分を把握」することとしている点で原告・被告の類否判断手法と異なる。本件裁判所は、「注意を惹きやすい部分」といっているが、「要部」とはしていない。また、「両意匠を全体観察により対比し、……注意を惹きやすい部分を把握し」と説示されているので、「本件登録意匠の要部」だけでなく、「両意匠の」「注意を惹きやすい部分」を把握するという手法を採るべきとの説示と思われる。事実、類否判断過程において、「本件登録意匠の要部」の検討項目を設けず、両意匠の共通点・差異点について直接検討し、評価している。

以上のように、本件裁判所の類否判断手法は、『意匠審査基準』の類否判断手法と同様に、共通点・差異点について、「意匠に係る物品の性質、用途、使用態様、公知意匠にない新規な創作部分の存否等を考慮して」評価する手法を採っていると解される。すなわち、本件は、意匠権侵害判断における類否判断において、意匠登録要件判断における類否判断と同様の手法を採っており、意匠法23条の「登録意匠に類似する意匠」の判断と、意匠法3条1項3号の「公知意匠に類似する意匠」の判断を同等に捉えていると解される。

結論として、裁判所は、意匠権等の侵害を認め、被告に、原告意匠権者に対し314万6655円余、原告独占的通常実施権者に対し358万2698円余の支払を命じた。なお、「原告らの損害賠償請求権は、重複する限度において、不真正連帯債権となる。」とされている。また、原告意匠権者は、意匠法39条3項の損害推定規定に基づく損害賠償請求を行い、「実施料率」として、売上高の5.9%を主張した。これに対して、被告は、本件意匠の実施料率は、1%程度を主張した。裁判所は、「本件意匠の実施料率は、被告製品の売上高の5%とするのが相当である。」としている。

【判旨】

「1 争点1（本件意匠と被告製品の意匠の類否）」について

(1) 意匠の類否の判断

登録意匠とそれ以外の意匠との類否の判断は、需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて行うものとされており（意匠法24条2項）、この類否の判断は、両意匠を全体的観察により対比し、意匠に係る物品の性質、用途、使用態様、公知意匠にない新規な創作部分の存否等を考慮して、当該意匠に係る物品の看者となる需要者の注意を惹きやすい部分を把握し、この部分を中心に対比した上で、両意匠が全体的な美感を共通

にするか否かによって類否を決するのが相当である。

(2) 意匠に係る物品の同一性

被告製品は、蒸気モップであり、本件意匠に係る物品と同一である。

(3) 本件意匠及び被告製品の意匠の構成態様

ア 本件意匠の構成態様

証拠（甲 2 の 2）によれば、本件意匠の基本的構成態様及び具体的構成態様は、次のとおりであると認められる。

(ア) 基本的構成態様

- a 本件意匠は、持ち手部、ポール部、連結部、本体部、モップヘッド部とから成る。
- b 持ち手部は、ポール部の上端と結合された、半円形のものである。
- c ポール部は、上端で持ち手部と結合し、下端で連結部と結合する。
- d 連結部は、ポール部と本体部とを接続する部材である。
- e 本体部は、略楕円状であり、その下端部はモップヘッド部に結合されている。
- f モップヘッド部は、上面中央部に本体部との接続部である隆起部を備えた、横長の板状体である。

(イ) 具体的構成態様

a 持ち手部

- (a) 持ち手部は、下方の直線状の基部と、その上方の持ち手部本体とから成る。
- (b) 持ち手部本体は、基部に対して約 45 度の角度で斜め上方に延びる直線状部と、この直線状部の上方に形成された、略半円状の握り部とから成る。
- (c) 直線状基部の背面に、先端を上方に屈曲させた L 型のコードフックが突設されている。
- (d) 握り部の上部外周部分に、貼付状の造形が施されている。
- (e) 持ち手部の長さ（高さ）は、全高の約 20 % である。

b ポール部

- (a) ポール部は、1 本の円筒状の棒状体である。
- (b) ポール部の長さは、全高の約 40 % である。

c 連結部

- (a) 連結部は、上端の背面に、先端を下方に屈曲させた L 型のコードフックが突設されている。
- (b) 連結部の下端は、本体部上部の前面部分と結合する。
- (c) 連結部の長さ（高さ）は、全高の約 15 % である。

d 本体部

- (a) 本体部は、逆水滴型の形状であり、最大径部は、本体部の長手方向の下から 4 分の 3 付近にある。最大径部の横幅は、ポール部の横幅の約 7 倍である。
- (b) 本体部の横断面は、略楕円形である。

(c) 正面中央付近の上部に、円形の造形が施され、そのすぐ下部に、横長の楕円形の造形が施されている。

(d) 背面の上部から本体部の長手方向の4分の1付近の部分には、下方が円弧状の模様があり、上端に栓状の突起物が存在する。

(e) 本体部の長さ(高さ)は、全高の約20%である。

e モップヘッド部

(a) モップヘッド部の外周形状は、前部及び両側部が、緩やかな円弧状であり、後部が、前部よりも小さい曲率半径の円弧状である。

(b) その縦：横の比率は、約1：2である。

(c) 上面中央部の隆起部から、放射状の隆起が端部にまで延びている。

(d) 隆起の総数は、約16本である。

(e) 裏面の中央部には、3×3の井桁状突起が形成され、その両側の前後に、モップ接着用の長方形部が形成されている。

(f) モップヘッド部の長さ(高さ)は、全高の約5%である。」

イ 被告製品1の意匠の構成態様<省略>(裁判所は、被告製品1と2について、本件意匠と同様に構成態様を認定している。省略して、項目のみ記す。)

(ア) 基本的構成態様

(イ) 具体的構成態様

ウ 被告製品2の意匠の構成態様<省略>

(ア) 基本的構成態様

(イ) 具体的構成態様

「(4) 本件意匠と被告製品の意匠の共通点及び差異点

ア 本件意匠と被告製品1の意匠の共通点及び差異点は、次のとおりである。

(ア) 共通点

a 基本的構成態様

(a) 持ち手部、ポール部、本体部、モップヘッド部を備える。

(b) 持ち手部は、ポール部の上端に結合された、半円形のものである。

(c) ポール部は、上端で持ち手部と結合する。

(d) 本体部は、略楕円状であり、その下端部はモップヘッド部に結合されている。

(e) モップヘッド部は、上面中央部に本体部との接続部である隆起部を備えた、横長の板状体である。

b 具体的構成態様

(持ち手部)

(a) 持ち手部は、下方の直線状の基部とその上方の持ち手部本体とから成る。

(b) 持ち手部本体は、基部に対して約45度の角度で斜め上方に延びる直線状部と、この直線状部の上方に形成された、略半円状の握り部とから成る。

(c) 直線状基部の背面に、先端を上方に屈曲させたL型のコードフックが突設されている。

(ポール部)

ポール部は、円筒状ないし横断面が略楕円状の棒状体である。

(本体部)

本体部の横断面は、略楕円形である。

(モップヘッド部)

(a) モップヘッド部の外周形状は、前部及び両側部が、緩やかな円弧状であり、後部が、前部よりも小さい曲率半径の円弧状である。

(b) その縦：横の比率は、約1：2である。

(c) 上面中央部の隆起部から、放射状の隆起が端部にまで延びている。

(d) 裏面の中央部には、3×3の井桁状突起が形成され、その両側の前後に、モップ接着用の長方形部が形成されている。

(e) モップヘッド部の長さ（高さ）は、全高の約5%である。

(イ) 差異点

a 基本的構成態様

(a) 本件意匠は、持ち手部、ポール部、連結部、本体部及びモップヘッド部とから成るのに対し、被告製品1の意匠は、持ち手部、ポール部、本体部及びモップヘッド部とから成る。

(b) 本件意匠は、ポール部が下端で連結部と結合し、連結部によってポール部と本体部を接続するのに対し、被告製品1の意匠は、ポール部が下端で本体部と結合する。

b 具体的構成態様

(持ち手部)

(a) 本件意匠は、握り部の上部外周部分に貼付状の造形が施されているのに対し、被告製品1の意匠は、このような造形は施されていない。

(b) 持ち手部の長さ（高さ）は、本件意匠が全高の約20%であるのに対し、被告製品1の意匠は全高の約18%である。

(ポール部)

(a) 本件意匠は、1本の棒状であるのに対し、被告製品1の意匠は、2本の棒が中央部で接続されている。

(b) ポール部の長さは、本件意匠が全高の約40%であるのに対し、被告製品1の意匠は全高の約45%である。

(連結部)

本件意匠は、連結部を備え、連結部の上端の背面に、先端を下方に屈曲させたL型のコードフックが突設されているのに対し、被告製品1の意匠は、連結部を備えておらず、先端を下方に屈曲させたL型のコードフックは本体部の本体の上端部に設けられてい

る。

(本体部)

(a) 被告製品1の意匠は、上部のポール部接続用の円筒部と本体とから成るのに対し、本件意匠は、このような円筒部を備えていない。

(b) 本件意匠は、本体部の形状が逆水滴型であり、最大径部は本体部の長手方向の下から4分の3付近であるのに対し、被告製品1の意匠は、本体の形状が水滴型であり、最大径部は本体の長手方向の下から3分の1付近にある。また、最大径部の横幅のポール部の横幅に対する比は、本件意匠が約7倍であるのに対し、被告製品1の意匠は約8倍である。

(c) 本件意匠は、正面中央付近の上部に円形及び横長の楕円形の造形が施されているのに対し、被告製品1の意匠は、このような造形は施されておらず、正面中央の上部から長手方向に2分の1付近に逆三角形のランプが設けられている。

(d) 本件意匠は、本体部の背面上部から長手方向の4分の1付近の部分に、下方が円弧状の線があり、上端に栓状の突起物が存在するのに対し、被告製品1の意匠は、本体部の背面上部に円弧状の線はなく、背面中央の上部から長手方向に7分の3付近に栓が存在する。

(e) 本体部の長さ(高さ)は、本件意匠が全高の約20%であるのに対し、被告製品1の意匠は全高の約33%である。

(モップヘッド部)

(a) 本件意匠は、隆起の総数が約16本であるのに対し、被告製品1の意匠は、隆起の総数が20本である。

(b) 被告製品1の意匠は、モップヘッド部の裏面中央部の井桁状突起の前面側に4つ及び背面側に1つの板状の突起が存在し、井桁状突起の両側にハの字状の突起が存在するのに対し、本件意匠には、このような突起は存在しない。」

「イ 本件意匠と被告製品2の意匠の共通点及び差異点は、次のとおりである。」

<省略>

「(5) 本件意匠と被告製品の意匠の類否

上記(4)の共通点及び差異点が存在することを前提に、以下、本件意匠と被告製品の意匠の類否について検討する。

ア 本件意匠と被告製品1の意匠の類否について

(ア) 本件意匠と被告製品1の意匠の共通点

a 持ち手部について

(a) 本件意匠に係る物品及び被告製品1は、いずれも蒸気モップである。証拠(甲3の1, 2, 甲4の1~3, 甲13)及び弁論の全趣旨によれば、本件意匠に係る蒸気モップ及び被告製品の使用者は、片手で持ち手部を握り、下端のモップヘッド部に拭き取り部材を装着してモップの操作を行うものであり、持ち手部を手にしてポール部を手前

下に傾け、床面に接着したモップヘッドを前後左右に移動させることにより、床面を清掃するものであることが認められる。

したがって、蒸気モップの需要者である使用者は、蒸気モップを使用する際、蒸気モップの持ち手部を必ず目にするものである。

また、持ち手部の長さは、本件意匠及び被告製品1の意匠の全高のおおむね2割程度を占めている。

さらに、本件意匠のように、蒸気モップの持ち手部の本体が、基部に対して約45度の角度で斜め上方に延びる直線状部と、この直線状部の上方に形成された略半円状の握り部とから成るものは、本件意匠の出願時には知られていなかったものと認められる。

これらの事実を考慮すると、本件意匠及び被告製品1の意匠における持ち手部の本体に係る上記の具体的構成態様は、看者の視覚を通じた注意を惹きやすい部分であり、美感に与える影響が大きいものであると認められる。

(b) これに対し、被告は、乙1意匠の存在により、持ち手部が半円形ないし楕円形をしている掃除用具は本件意匠の出願時において公知又は周知であったから、本件意匠及び被告製品1の意匠における持ち手部の具体的構成態様は需要者の注意を強く惹く箇所ではない、と主張する。

しかしながら、証拠(乙1)によれば、乙1意匠における持ち手部の握り部は、半円形というよりも略台形であり、使用者が握る部分も、半円状の曲線部分ではなく台形状の長辺部(直線部分)である点において、本件意匠と相違する。

したがって、乙1意匠の存在によって、本件意匠における持ち手部の本体の具体的構成態様が公知又は周知であったと認めることはできない。

(c) また、被告は、モップ状の掃除器具の場合、その機能上、持ち手部、モップヘッド部及びポール部は必要不可欠な部分であり、これらの部分の形状は、製品の機能を向上させるために工夫、改良されるものであって、そこに創作的工夫や視覚を通じて美感を起こさせるものが入る余地はなく、需要者がモップ状の掃除器具の持ち手部を観察するときも、操作性、持ちやすさ等の機能面を重視し、そこに形状の美感は入らない、とも主張する。

しかしながら、仮に、被告の主張するとおり、モップ状の掃除器具において、持ち手部やモップヘッド部等の存在が必要不可欠であり、これらの部材では機能性が重視されるものであるとしても、そのことから直ちに、持ち手部やモップヘッド部等について美感を起こさせるものが入る余地はなく、意匠創作の余地がないということとはできず、他に被告の上記主張を裏付けるに足る証拠はない。したがって、被告の上記主張を採用することはできない。

b モップヘッド部について

(a) 蒸気モップの使用方法は、上記a(a)のとおりであり、使用者は、モップヘッド部に装着した拭き取り部材を床面に接着させて前後左右に移動させることにより、床面

を清掃するものである。

したがって、蒸気モップの需要者は、蒸気モップを使用する際、モップヘッド部の形状及びその上面を注視するものといえる。

また、本件意匠のように、蒸気モップのモップヘッド部の外周形状が、前部及び両側部が緩やかな円弧状で、後部が前部よりも小さい曲率半径の円弧状となっており、上面中央部の隆起部から放射状の隆起が端部にまで延びたものは、本件意匠の出願時には知られていなかったものと認められる。

これらの事実を考慮すると、本件意匠及び被告製品1の意匠におけるモップヘッド部の形状及びその上面に係る上記の具体的構成態様は、看者の視覚を通じた注意を惹きやすい部分であり、美感に与える影響が大きいものであると認められる。

(b) これに対し、被告は、本件意匠に係る蒸気モップの使用時を想定する平面図（別紙意匠図面の【平面図】）では、モップヘッド部の大半は本体部分に隠れているから、需要者がモップヘッド部に強く注意を惹かれることはないと主張する。

しかしながら、上記平面図において、本体部に隠されていない部分だけでも、モップヘッド部全体の外周形状や上面の放射状の隆起の形状を知ることができるのであって、その大半が本体部に隠れているとの被告の主張はその前提を欠くものであり、上記平面図を含む別紙意匠図面の全体から把握することのできるモップヘッド部の形状及びその上面に係る上記の具体的構成態様は、需要者の注意を惹く部分であるというべきである。また、上記平面図は、本件意匠に係る意匠公報に記載された図面であるところ（甲2の2）、同公報には、上記平面図が本件意匠に係る蒸気モップの使用時を想定するものである旨の説明は、何ら記載されていない。かえって、前掲a(a)の各証拠によれば、本件意匠に係る蒸気モップ及び被告製品は、垂直に立てた状態で使用するものではなく、利用者は、持ち手部を手にしてポール部を手前下に傾け、床面に接着したモップヘッドを前方に押し出して使用するものであることが認められる。

したがって、上記平面図は、蒸気モップの使用時を想定するものであるとは認められず、被告の主張は理由がない。

(c) また、被告は、モップ状の掃除器具の場合、その機能上、モップヘッド部は必要不可欠な部分であり、この部分の形状は、製品の機能を向上させるために工夫、改良されるものであって、そこに創作的工夫や視覚を通じて美感を起こさせるものが入る余地はないとも主張する。

しかしながら、被告の上記主張に理由がないことについては、上記a(c)で説示したところと同じである。

c 本体部について

(a) 蒸気モップの使用方法については、上記a(a)のとおりである。

したがって、蒸気モップの需要者は、蒸気モップを使用する際、モップヘッド部が結合された本体部の正面についても、必ず目にするものである。

これに加えて、①本体部の長さ（高さ）は、本件意匠及び被告製品1の意匠の全体の2割ないし3割程度を占めていること、②本件意匠のように蒸気モップの本体部の形状が逆水滴型のものは、本件意匠の出願時には知られていなかったものと認められること、などを考慮すると、本件意匠及び被告製品1の意匠における本体部の具体的構成態様は、看者の視覚を通じた注意を惹きやすい部分であり、美感に与える影響が大きいものであると認められる。

(b) これに対し、原告は、蒸気モップにおいて、本体部の形状が、下端部と上端部が小径で、中央部が膨らんだ略楕円形状であるものは、本件意匠の出願時において公知であったものであるから（甲9～11）、本件意匠における本体部の形状は、看者である利用者の注意を強く惹く箇所ではないと主張する。

しかしながら、証拠（甲9～11）によれば、甲第9号証ないし甲第11号証に係る意匠（以下「甲9ないし11意匠」という。）の本体部の形状は、いずれも、本件意匠のような逆水滴型ではなく、全高に対する本体部の割合（甲9ないし11意匠では、おおむね30%程度である。）や、本体部の最大径部の横幅とポール部の横幅の比（甲9ないし11意匠は、おおむね4倍程度である。）も、本件意匠とは大きく相違していることが認められる。

したがって、甲9ないし11意匠の存在によって、本件意匠における本体部の具体的構成態様が公知であったと認めることはできない。

d 以上のとおり、本件意匠において看者となる需要者の注意を惹きやすい部分は、持ち手部の本体、モップヘッド部の上面及び本体部の具体的な形状であると認められる。

そして、本件意匠と被告製品1の意匠は、前記のとおり、持ち手部の本体の形状（持ち手部の本体が、基部に対して約45度の角度で斜め上方に延びる直線状部と、この直線状部の上方に形成された略半円状の握り部とから成る。）、及びモップヘッド部の上面の形状（モップヘッド部の外周形状が、前部及び両側部が緩やかな円弧状で、後部が前部よりも小さい曲率半径の円弧状となっており、上面中央部の隆起部から放射状の隆起が端部にまで延びている。）において、共通点を有する。

また、本件意匠と被告製品1の意匠における本体部の形状は、前者が逆水滴型であるのに対し、後者が水滴型であるという差異点はあるものの、いずれも略楕円形であり、その横断面が略楕円であるという点において共通しており、最大径部の横幅とポール部の横幅の比についても、ほぼ同様である。

このように、本件意匠と被告製品1の意匠は、需要者の視覚を通じて注意を惹きやすい部分において多くの共通点を有するものであるから、両意匠を全体的に観察した場合、その他の共通点（前記(4)ア(ア)参照）によってもたらされる共通感とあいまって、看者に共通の美感を与えるものであるといえ、被告製品1の意匠は本件意匠に類似するものと認められる。

なお、本件意匠の構成態様と被告製品1の意匠の構成態様との間には、前記(4)ア(イ)

のとおり差異点も存在するものの、後記のとおり、その差異点から受ける印象は上記共通点から受ける印象を凌駕するものではない。したがって、このような差異点の存在をもって両意匠を非類似とすることはできない。

(イ) 本件意匠と被告製品 1 の意匠の差異点

a 基本的構成態様（連結部の有無）について

本件意匠は、持ち手部、ポール部、連結部、本体部及びモップヘッド部とから成るのに対し、被告製品 1 の意匠は、持ち手部、ポール部、本体部及びモップヘッド部とから成るものであり、ポール部と本体部とを接続する部材である連結部は存在しない。

しかしながら、蒸気モップの使用方法は前記 a (a) のとおりであることからすると、蒸気モップの需要者は、蒸気モップを使用する際、ポール部と本体部とを接続する部材である連結部については、さほど注視することはないものといえる。また、本件意匠における連結部の形状は、格別特徴のあるものとは認められない。

これに加えて、被告製品 1 の意匠においても、本件意匠における連結部に相当するものとして、ポール部と本体部とを接続する部分（本体部における円筒部）が存在することを考えると、連結部の有無という差異が看者の美感に与える影響は、比較的軽微なものにとどまるというべきである。

b 持ち手部について

(a) 本件意匠における持ち手部の握り部の上部外周部分には、貼付状の造形が施されているのに対し、被告製品 1 の意匠は、このような造形は施されていない。

しかしながら、上記造形は、本件意匠全体からみれば、ごくわずかといえる小さな部分にすぎない上、造形自体の形状も、特徴があるものとはいえないことからすると、上記差異が看者の美感に与える影響はごく軽微なものといえる。

(b) また、持ち手部の長さ（高さ）は、本件意匠が全高の約 20% であるのに対し、被告製品 1 の意匠は全高の約 18% である。

しかしながら、上記持ち手部の長さの差は、本件意匠に係る蒸気モップ全体からみると、約 2% 程度のごく小さいものにすぎない上、持ち手部自体の長さを比較した場合でも、せいぜい 1 割程度の違いにとどまるものであるから、やはり、看者の美感に与える影響は軽微なものにとどまる。

c モップヘッド部について

(a) 本件意匠は、隆起の総数が約 16 本であるのに対し、被告製品 1 の意匠は、隆起の総数が 20 本である。

しかしながら、上記本数の差異はわずかであるから、このような差異が看者の美感に与える影響は、ごく軽微であるというべきである。

(b) また、被告製品 1 の意匠は、モップヘッド部の裏面中央部の井桁状突起の前面側に 4 つ及び背面側に 1 つの板状の突起が存在し、井桁状突起の両側にハの字状の突起が存在するのに対し、本件意匠には、このような突起は存在しない。

しかしながら、上記差異点も、本件意匠の全体からみると、ごく小さい部位に関するものである上、蒸気モップの使用 방법이前記(ア) a (a)のとおりであることからすると、蒸気モップの通常の使用態様において、看者である需要者がモップヘッド部の裏面を観察することは、極めてまれであるといえる。

したがって、上記差異点が看者に与える影響も、ごく軽微なものにとどまるというべきである。

d 本体部分について

(a) 本件意匠は、本体部の形状が逆水滴型であり、最大径部は本体部の長手方向の下から4分の3付近であるのに対し、被告製品1の意匠は、本体の形状が水滴型であり、最大径部は本体の長手方向の下から3分の1付近にある。また、最大径部の横幅のポール部の横幅に対する比は、本件意匠が約7倍であるのに対し、被告製品1の意匠は約8倍である。

そして、被告は、このような差異が存在することにより、本件意匠は、需要者に細く、洗練された都会的な美感を与えるのに対し、被告製品1の意匠は、需要者に太く、どっしりとした安定感のある美感を与えるものであり、両意匠が需要者に与える美感は全く異なると主張する。

そこで検討するに、本体部の具体的構成態様が看者の視覚を通じた注意を惹きやすい部分のひとつであることについては、前記(ア) c のとおりであり、このような本体部の形状について上記のような差異点が存在することは、看者の美感に与える影響が少なくないものといえる。

他方、本件意匠では、持ち手部の本体及びモップヘッド部の上面の具体的構成態様もまた、看者の注意を惹きやすい部分であり、この点について、被告製品1の意匠は、前記のとおり本件意匠と共通点を有するものである。

また、本体部の具体的構成態様についても、本件意匠と被告製品1の意匠は、上記のような差異点が存在する一方で、本体部が略楕円状である点や横断面が略楕円である点は共通しており、最大径部の横幅とポール部の横幅の比についても、ほぼ同様であることが認められる。

その結果、本件意匠と被告製品1の意匠は、これを全体的に観察した場合、看者に共通の美感を与えるものといえる。本体部の構成に関する上記差異点から受ける印象は、上記共通点から受ける印象を凌駕するものではない。

(b) 本件意匠は、正面中央付近の上部に円形及び横長の楕円形の造形が施されているのに対し、被告製品1の意匠は、このような造形は施されておらず、正面中央の上部から長手方向に2分の1付近に逆三角形のランプが設けられている。

しかしながら、上記「造形」及び「ランプ」は、本体部全体に比して極めて小さいものであり、利用者の目を惹くような特徴的な構成態様を備えているものでもない。したがって、上記差異が看者の美感に与える影響は、ごく軽微なものにとどまる。

(c) 本件意匠は、本体部の背面上部から長手方向の4分の1付近の部分に下方が円弧状の線があり、上端に栓状の突起物が存在するのに対し、被告製品1の意匠は、本体部の背面上部に円弧状の線はなく、背面中央の上部から長手方向に7分の3付近に栓が存在する。

しかしながら、蒸気モップの使用方法は前記(ア) a(a)のとおりであるから、蒸気モップの通常の使用態様において、看者である需要者は、本体部背面部を注視することはほとんどないといえる。また、上記のタンクや栓が本体部に占める割合も、ごく小さいものである。したがって、上記差異が美感に与える影響は、ごくわずかなものであるというべきである。

e ポール部について

本件意匠は、1本の棒状であるのに対し、被告製品1の意匠は、2本の棒が中央部で接続されている。また、ポール部の長さは、本件意匠が全高の約40%であるのに対し、被告製品1の意匠は全高の約45%である。

しかしながら、これらの差異は、本件意匠の全体からみれば、ごくわずかな部位に関する差異にとどまるものであり、差異の程度も、ごくわずかなものにすぎない。また、蒸気モップの通常の使用態様において、看者の注意を惹く部分に関するものともいえない。

したがって、上記差異が看者の美感に与える影響は、ごく軽微なものにとどまる。

f 以上のとおり、上記aないしeの差異点は、いずれも、本件意匠と被告製品1の意匠の類否判断に及ばず影響は強いものではなく、これらがまとまって相乗的な効果を発揮する可能性を考慮したとしても、上記(ア)の共通点によって形成された全体的な共通感を凌ぐものではない。よって、両意匠は、看者に異なった美感を与えるものということとはできない。」

「イ 本件意匠と被告製品2の意匠の類否について」<省略>

「(6) 差止請求等の可否」<省略>

「2 争点2（原告らの損害）について

(1) 原告ユーロプロ社の損害について

ア 意匠法39条3項の損害

「(イ) 証拠(乙33)によれば、社団法人発明協会の発行する「実施料率[第5版]」には、「民生用電気機械器具製造技術に係る製品」（電気掃除機などが該当するものとされている。）の平均実施料率について、平成4年度ないし平成10年度はインシヤル^①ありが2.8%、インシヤルなしが4.6%であると記載されていることが認められる。

(ウ) 被告製品は、蒸気モップであり、上記「民生用電気機械器具」に属するものであるといえる。これに加えて、①一般に、蒸気モップ等の民生用電気機械器具の需要者は、その意匠に対してもある程度の関心を有していることがうかがえるものであり、意

匠による誘引力も一定程度存在すること、②本件意匠は、同意匠に係る物品（蒸気モップ）の構成全体に関するものであること、②<マ>本件意匠は、前記1のとおり、看者の視覚を通じた注意を惹きやすい部分について、公知意匠にはない特徴的な構成態様を有するものであること、などの事情を総合的に考慮すると、本件意匠の実施料率は、被告製品の売上高の5%とするのが相当である。

（エ）したがって、上記（ア）の売上高の5%である286万6655円が、意匠法39条3項の損害推定規定により推定される実施料相当額となる。」

「（2）原告オークローン社の損害について

ア 独占的通常実施権者に対する意匠法39条2項の適用の可否」

「意匠法39条2項は、意匠権者又は専用実施権者が故意又は過失により意匠権等を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害行為により利益を受けているときは、その利益の額は意匠権者等が受けた損害の額と推定する旨定めるものであり、これによって意匠権者又は専用実施権者による損害額の立証を容易にし、これらの者を保護する趣旨に出たものである。

独占的通常実施権者は、当該意匠権を独占的に実施して市場から利益を上げることができる点において専用実施権者と実質的に異なるところはなく、意匠法39条2項の上記趣旨は、独占的通常実施権者にも妥当するというべきであるから、独占的通常実施権者が侵害者の実施行為によって受けた損害についても、同条項を類推適用するのが相当である。」

「イ 意匠法39条2項の損害について」

「意匠権を侵害した者が「その侵害の行為により」受けた「利益」（意匠法39条2項）とは、いわゆる限界利益であると解される。

被告は、被告製品の販売により、別紙損害額算定表のとおり、上記（ア）の売上高から上記（イ）ないし（ケ）の「仕入金額」等を差し引いた、合計326万2698円の利益を受けたと認められる。」

「（3）原告らの損害賠償請求権相互の関係

ア 原告らは、それぞれの権利に基づいて被告に対して損害賠償を請求しているが、その内容は、いずれも、被告による意匠権侵害行為によって受けた損害についてのものである。

そして、被告が、上記損害に相当する額について二重に支払を行う理由はないから、原告らの損害賠償請求権は、重複する限度において、不真正連帯債権となる。」

【検討】

1. 意匠法24条2項と意匠法3条1項3号の類否判断

意匠法24条2項に規定する「類似であるか否かの判断」（類否判断）は、登録意匠に関する規定であり、意匠権侵害判断における類否判断である。しかし、格別の理由がなけれ

ば、同じ意匠法の中で同じ「類似」の用語を別異に解すべきではなく、また、意匠法24条2項の規定は、「他の条項に規定されている意匠の類否についても一定の解釈が及ぶこと」を予定して立法されたものである（特許庁総務部総務課制度改正審議室編『平成18年意匠法等の一部改正 産業財産法の解説』（発明協会2006）24頁）（拙稿 前掲 7頁参照）。

したがって、原則として、意匠権侵害判断における類否判断と意匠登録要件判断における類否判断は、同じ判断であり、同じ判断手法を採るべきものと思われる。しかし、裁判例をみると、意匠権侵害訴訟の裁判例では、ほとんどが、「本件登録意匠の要部」について項目を設けて検討し、その「要部」を認定したうえで類否判断をしている。これに対して、登録要件判断の類否判断においては、本願意匠の要部認定や引用意匠の要部認定が明示的に行われることはほとんどない。実質的な検討内容が大きく異なってくるわけではないが、類否判断過程や判断手法が、やや異なっているといえる（拙稿 前掲 14頁参照）。

最近の裁判例をみると、①東京地判平成23.12.28「包装用容器」平成22(ワ)32858では、「(1) 本件意匠の構成」を認定し、「(2) 公知意匠」を参酌して、「(3) 本件意匠の要部」を認定して、類否判断を行っている。②東京地判平成23.12.26「汚物入れ用カセット」平成21(ワ)44391では、一般論として、「意匠の類否の判断は、当該意匠に係る物品の性質、用途、使用態様、公知意匠にない新規な創作部分の存否等を参酌し、当該意匠に係る物品の看者となる需用者において、視覚を通じて最も注意を惹かれる部分である要部を対象となる意匠から抽出した上で、登録意匠とイ号物件の意匠とを対比し、要部における共通点及び差異点を検討し、全体として、美観を共通にするか否かを基本として行うべきものである。」と説示し、「ア 公知意匠」を検討し、「イ 本件登録意匠の要部」を認定している。そして、「本件登録意匠とイ号物件の意匠は、本件登録意匠において需用者の注意を惹く部分である要部において差異点があるものである。」「したがって、イ号物件の意匠は、本件登録意匠に類似していない。」と判示している。同様の判断過程は、③知財高判平成23.3.28「マンホール蓋用受枠（部分意匠）」平成22(ネ)10014、及び④大阪地判平成22.8.26「測量地点明示プレート」「測量地点記憶タグ収容座金」平成20(ワ)8761にもみられる（それ以前の裁判例については、拙稿 前掲 9頁参照）。

本判決においても、原告・被告は、従前の意匠権侵害訴訟の裁判例に倣って、「本件登録意匠の要部」を認定して、類否判断を行っているとして解される。

これに対して、本件裁判所は、「類否の判断は、両意匠を全体的観察により対比し、意匠に係る物品の性質、用途、使用態様、公知意匠にない新規な創作部分の存否等を考慮して、当該意匠に係る物品の看者となる需要者の注意を惹きやすい部分を把握し、この部分を中心に対比した上で、両意匠が全体的な美観を共通にするか否かによって類否を決するのが相当である。」との一般論を述べる。すなわち、「両意匠」について、「意

匠に係る物品の性質、用途、使用態様、公知意匠にない新規な創作部分の存否等を考慮して、当該意匠に係る物品の看者となる需要者の注意を惹きやすい部分を把握」することとしている点で、従前の多数の意匠権侵害訴訟の裁判例、及び、本件の原告・被告の類否判断手法と異なる。事実、本件裁判所は、類否判断過程において、「本件登録意匠の要部」の検討項目を設けず、両意匠の共通点・差異点について直接検討し、「意匠に係る物品の性質、用途、使用態様、公知意匠にない新規な創作部分の存否等を考慮して、」共通点・差異点を評価している。

以上のように、本件裁判所の類否判断手法は、『意匠審査基準』の類否判断手法と同様に、特に本件意匠の要部を認定せず、共通点・差異点について、「意匠に係る物品の性質、用途、使用態様、公知意匠にない新規な創作部分の存否等を考慮して」評価する手法を採っていると解される。すなわち、本件は、意匠権侵害判断における類否判断において、意匠登録要件判断における類否判断と同様の手法を採っており、意匠法23条の「登録意匠に類似する意匠」の判断と、意匠法3条1項3号の「公知意匠に類似する意匠」の判断を同等に捉えていると解される。

2. 共通点及び差異点についての評価

本件判決は、「本件登録意匠の要部」を明示的に認定せず、両意匠の対比の後、ただちに、両意匠の共通点及び差異点の評価をしている。そして、その評価の観点とは、本判決が類否判断の一般論で述べる、「①意匠に係る物品の性質、用途、使用態様」と「②公知意匠にない新規な創作部分の存否」である。だが、その評価の内容をみると、さらに、『意匠審査基準』にいう③「意匠全体の中で占める割合」を考慮していると思われる。

『意匠審査基準』（22.1.3.1.2 意匠の類否判断の手法）では、「各共通点及び差異点における形態に関し、以下の(i)その形態を対比観察した場合に注意を引く部分か否かの認定及びその注意を引く程度の評価と、(ii)先行意匠群との対比に基づく注意を引く程度の評価を行う。」とし、(i)については、「その部分が意匠全体の中で占める割合の大小」、及び、「その部分が意匠に係る物品の特性からみて、視覚的印象に大きな影響を及ぼす部分か、により認定・評価する。」と規定している。

(1) 共通点について

共通点について具体的にみると、「a 持ち手部について」では、第一に、「①意匠に係る物品の性質、用途、使用態様」の観点から、「本件意匠に係る蒸気モップ及び被告製品の使用者は、片手で持ち手部を握り、下端のモップヘッド部に拭き取り部材を装着してモップの操作を行うものであり、持ち手部を手にしてポール部を手前下に傾け、床面に接着したモップヘッドを前後左右に移動させることにより、床面を清掃するものであることが認められる。（改行）したがって、蒸気モップの需要者である使用者は、蒸気モップを使用する際、蒸気モップの持ち手部を必ず目にするものである。」と評価

している。そして、第二に、「③意匠全体の中で占める割合」の観点から、「また、持ち手部の長さは、本件意匠及び被告製品1の意匠の全高のおおむね2割程度を占めている。」と評価する。そして、第三に、「②公知意匠にない新規な創作部分の存否」の観点から、「さらに、本件意匠のように、蒸気モップの持ち手部の本体が、基部に対して約45度の角度で斜め上方に延びる直線状部と、この直線状部の上方に形成された略半円状の握り部とから成るものは、本件意匠の出願時には知られていなかったものと認められる。」と評価している。（なお、公知意匠の参酌時点は、「本件意匠の出願時」である。）そして、「これらの事実を考慮すると、本件意匠及び被告製品1の意匠における持ち手部の本体に係る上記の具体的構成態様は、看者の視覚を通じた注意を惹きやすい部分であり、美感に与える影響が大きいものであると認められる。」と評価している。

そのほかの共通点、「b モップヘッド部」及び「c 本体部」についても同様に評価しているが、「**c 本体部について**」は、第一に、「①意匠に係る物品の性質、用途、使用態様」の観点から、「蒸気モップの需要者は、蒸気モップを使用する際、モップヘッド部が結合された本体部の正面についても、必ず目にするものである。」とし、第二に、「③意匠全体の中で占める割合」の観点から、「本体部の長さ（高さ）は、本件意匠及び被告製品1の意匠の全体の2割ないし3割程度を占めている」とし、第三に、「②公知意匠にない新規な創作部分の存否」の観点から、「本件意匠のように蒸気モップの本体部の形状が逆水滴型のものは、本件意匠の出願時には知られていなかったものと認められる」とし、これらを考慮すると、「本件意匠及び被告製品1の意匠における本体部の具体的構成態様は、看者の視覚を通じた注意を惹きやすい部分であり、美感に与える影響が大きいものであると認められる。」と評価している。

（2）差異点について

差異点について具体的にみると、「**a 基本的構成態様（連結部の有無）について**」は、第一に、「①意匠に係る物品の性質、用途、使用態様」の観点から、「蒸気モップの需要者は、蒸気モップを使用する際、ポール部と本体部とを接続する部材である連結部については、さほど注視することはない」とし、第二に、「②公知意匠にない新規な創作部分の存否」の観点から、「本件意匠における連結部の形状は、格別特徴のあるものとは認められない」とし、第三に、「③意匠全体の中で占める割合」の観点から、「被告製品1の意匠においても、本件意匠における連結部に相当するものとして、ポール部と本体部とを接続する部分（本体部における円筒部）が存在する」との評価している（第三は、観点の分類がやや難しい。）。これを踏まえて、「連結部の有無という差異が看者の美感に与える影響は、比較的軽微なものにとどまるというべきである。」と説示している。

その他の差異点についても、同様に評価しているが、例えば「**b 持ち手部について**」の差異点等、差異点によっては、3つの観点すべてから評価していないものもある。

一番大きな差異点と思われる「**d 本体部分について**」は、本体部分以外の部分の共通性、及び、本体部分の態様が大きく相違しないことを踏まえ、すなわち、「本件意匠では、持ち手部の本体及びモップヘッド部の上面の具体的構成態様もまた、看者の注意を惹きやすい部分であり、この点について、被告製品1の意匠は、前記のとおり本件意匠と共通点を有するものである。」こと、及び、「本体部が略楕円状である点や横断面が略楕円である点は共通しており、最大径部の横幅とポール部の横幅の比についても、ほぼ同様であること」を踏まえて、両意匠は、「全体的に観察した場合、看者に共通の美感を与える」と評価している。

差異点の評価においては、「②公知意匠にない新規な創作部分の存否」の観点からの評価は多くない。一つは、「**a 基本的構成態様（連結部の有無）について**」「本件意匠における連結部の形状は、格別特徴のあるものとは認められない。」と評価され、また、「**b 持ち手部について**」「(a)貼付状の造形」が「造形自体の形状も、特徴があるものとはいえない」と評価されている。これらの評価において、特に判断時点の特定はされていない。一般的に、被告製品意匠において、登録意匠と相違する点が、「①意匠に係る物品の性質、用途、使用態様」の観点、及び「③意匠全体の中で占める割合」の観点からも軽微な差異といえないものであるとき、「②公知意匠にない新規な創作部分の存否」の観点からの評価が必要になると思われる。そして、この差異点について「②公知意匠にない新規な創作部分の存否」の観点からの評価する場合には、被告製品意匠が本件登録意匠と相違する構成態様について、評価するのであるから、その判断基準時は「被告製品意匠の公開時」とすべきであろう（拙稿 前掲 15頁参照）。

3. 実施料率

本件では、実施料率は、「被告製品の売上高の5%」とされた。意匠の実施料率について、裁判例をみると下記のようになっている。

①大阪地判平成 23. 12. 151「浄水器」平成 22(ワ)13746<損害額 3 3 8 万円余>

一般的には、「浄水器自体、購入にあたってデザインが重視される物品ではない上、被告各製品はアンダーシンクタイプであり、通常は目に触れない場所に設置されるものであるから、本件意匠が売上げに寄与することは少ないといえる。」ところ、「(1) 被告 NMT 販売関係」については、「被告 NMT 販売が被告各製品を製造したのは、本件意匠の実施品を分譲住宅に標準装備する予定であった被告大倉に対し、同じサイズのものを納品する必要があったため、モモデルチェンジをすることなく、本件意匠に類似する被告意匠による被告各製品を製造することとなった」という事情を考慮し、「本件意匠の寄与割合は低くないと考えられ、これを 10%とみるのが相当である。」としている。

一方、「(2) 被告大倉関係」については、「一般の取引を念頭に置いた場合、本件意匠は売上げにほとんど寄与しないと考えられるから、その実施料率も低いと考えられ、2%を相当と認める。」と説示している。

②大阪地判平成 22. 12. 16「長柄鋏」平成 22(ワ)4770<損害額 1 万 4360 円>

「本件意匠権の実施料率を 1%としても、実施料相当損害金の額は、原告 P が請求する 1 万 4360 円を超えることが認められる」と説示されており、本件「長柄鋏」については、「1 %」以上の実施料率であると解される。

③東京高判平成 10. 6. 18「自走式クレーン」平成 9(ネ)404<損害額 4 億 5117 万円>

原審④と同様、「1. 5 パーセントの実施料率」との説示をしているが、高裁判決までの間に販売した量が加算されて、損害額が増えた。

④東京地判平成 9. 1. 24「自走式クレーン」平成 5 (ワ) 3966<損害額 1 億 4256 万円>

「イ号物件は定価が一台当たり一八〇〇万円であることが認められる。」

「本件意匠の実施に対して通常受けるべき金銭の額に相当する額について検討するに、ホイールクレーンは大型の耐久事業用機械であって製造台数も限られ、各種工事現場等で汎用される機種であると目されるが、反面、一台あたりの価格が高額である上、需要者は自己の目的とする作業内容や現場の状況を前提として、大きさも含めたホイールクレーンの性能を重視して機種を選択し、一般消費者向けの商品あるいは事業者向けではあるが一般消費者の利用を目的とする商品とは異なり、需要者の選択にあたってデザインが影響する度合は高いものと推認される。ホイールクレーンの右のような特殊性を考慮すれば、本件意匠の実施に対し通常受けるべき金銭の額は、イ号物件の販売価格に 1. 5 パーセントの実施料率を乗じて算出するのが相当である。」と説示した。

また、「仮に、被告が主張するとおり、実際の販売の際にはホイールクレーンは右販売価格から値引きされて販売されている事実があるとしても、通常の実施許諾の際の実施料は、売主と個々の需要者との関係や駆け引き等種々の要因によって定まる個々まちまちの値引き後の価格ではなく、値引き前の販売価格を基準として算出されるのが通常であると推認されるから、イ号物件の値引き前の販売価格を基準として「通常受けるべき金銭の額」を算出するのが相当である。」と説示している。

⑤東京地判平成 4. 9. 30「かすがい」等平成 1(ワ)6758

「本件各意匠及び本件各実用新案については第三者に実施許諾した例があるものとは認められないので、実施許諾された第三者の支払う実施料率を直接認定するに足りる証拠はないが、社団法人発明協会研究所が行った昭和 43 年から昭和 52 年の実施許諾契約の実態調査の結果によれば、本件各権利の実施品が属する末端的な金属製品の、イニシャル(頭金)なしの場合の実施料率のばらつきは 1%から 19% で、最頻値が 3%, 中央値が 4%, 平均値が 4. 51%であること、本件で問題となっている権利は意匠権及び比較的単純な内容の実用新案権で、製造にノウ・ハウ等はあまりなく、図面さえあれば高度な技術を必要としないで生産できること等を考慮すると、本件各意匠及び本件各実用新案を第三者に実施許諾したと仮定した場合の実施料を算定するための実施料率は 2%と認めるのが相当である。」

⑥大阪地判昭和 56. 10. 16「物干し器具」昭和 53(ワ)4409<損害額 548 万円余>

「その利益率も被告主張の利益率及び実施料率を参酌して右売上高の 5 パーセントと認めるのが相当である」

⑦名古屋地判昭和 54. 12. 17「ねじ切り盤」昭和 51(ワ)2723<損害額 198 万円余>

「登録意匠の通常実施料率について、それが 2%を下らないことについては当事者間に争いがないものの、他にその算定について採用できる証拠がない。しかし、本件登録意匠と……従前のねじ切り盤の形状を較量参酌すると本件登録意匠の実施価値が特に低いと認めることはできないこと、……一般に行われている特許実施料率は販売価格の 2%以上であり、5%程度 のものが多いことが認められ、また国有特許権についての実施料率の公表基準は 2%、3%、4%であることなどに照らして判断すると、本件登録意匠のそれは 3%を下らないものと解するのが相当である。」従って、「実施料率 3%」と説示している。

4. 意匠の図面等

意匠の類否判断は、形態が図面等で表されていない場合は、理解できないことが多い。本件では、被告製品の写真が最高裁HPにも掲載されており、理解が容易である。だが、類否判断において重要な証拠であっても、その内容の記載や図面等の掲載がなく、判断の内容がやや不明確となっている面がある。できれば、類否判断の理解に必要な証拠については当該意匠図面等のHPへの掲載が望まれるところである。

以上

d 以上のとおり、本件意匠において看者となる需要者の注意を惹きやすい部分は、持ち手部の本体、モップヘッド部の上面及び本体部の具体的な形状であると認められる。

そして、本件意匠と被告製品1の意匠は、前記のとおり、持ち手部の本体の形状（持ち手部の本体が、基部に対して約45度の角度で斜め上方に延びる直線状部と、この直線状部の上方に形成された略半円状の握り部とから成る。）、及びモップヘッド部の上面の形状（モップヘッド部の外周形状が、前部及び両側部が緩やかな円弧状で、後部が前部よりも小さい曲率半径の円弧状となっており、上面中央部の隆起部から放射状の隆起が端部にまで延びている。）において、共通点を有する。

また、本件意匠と被告製品1の意匠における本体部の形状は、前者が逆水滴型であるのに対し、後者が水滴型であるという差異点はあるものの、いずれも略楕円形であり、その横断面が略楕円であるという点において共通しており、最大径部の横幅とポール部の横幅の比についても、ほぼ同様である。

このように、本件意匠と被告製品1の意匠は、需要者の視覚を通じて注意を惹きやすい部分において多くの共通点を有するものであるから、両意匠を全体的に観察した場合、その他の共通点（前記(4)ア(ア)参照）によってもたらされる共通感とあいまって、看者に共通の美感を与える<「起こさせる」と書いて欲しかった。梅澤>ものであるといえ、被告製品1の意匠は本件意匠に類似するものと認められる。